

防火管理規程

社会福祉法人 滝上福祉会

防 火 管 理 規 程

昭和60年	7月24日	制 定
昭和62年	7月31日	一部改正
昭和63年12月	23日	全文改正
平成4年	2月3日	一部改正
平成9年	3月7日	一部改正
平成14年	9月11日	一部改正
平成30年	3月13日	一部改正

社会福祉法人滝上福祉会 防火管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝上福祉会が設置する福祉施設、特別養護老人ホーム溪樹園、ケアハウスアイビーハイツ及び溪樹園デイサービスセンター（以下「施設」という。）における防火管理について、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条及び老人福祉施設最低基準（昭和41年厚生省令第19号）第8条に基づき必要な事項を定め、火災、その他の災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(総 括)

第2条 施設長は、施設の災害予防に関する管理事務を総括するとともに、職員を指導監督してその万全を期さなければならない。

(防火管理組織)

第3条 防火予防の徹底を期するため防火管理者及び火気取締責任者を置く。

- 2 防火管理者は、理事長が職員のうちから有資格者を任命する。
- 3 火気取締責任者は、施設長が職員のうちから適当と認める者を指名する。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施
 - (3) 消防活動上必要な設備の点検及び整備
 - (4) 火気の使用又は、取扱に関する監督
 - (5) 避難又は、防火上必要な構造及び設備の維持管理
 - (6) 各施設の入所者、入居者又は利用者の管理
 - (7) その他、防火上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について消防署へ報告、届出等を行うものとする。
- (1) 消防計画の提出（内容変更に伴う改正を含む）
 - (2) 建物及び諸設備の設置又は変更（増改築、修繕、模様替え）の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
 - (3) 消防用設備等の点検結果についての報告
 - (4) 消防用設備等の点検及び建築物等の検査並びに教育訓練を行う場合の指導要請
 - (5) 自主防火訓練実施に際しての通知

(火気取締責任者の業務)

第5条 火気取締責任者は、防火管理者の指導の下に責任区域内において次の業務を行うものとする。

- (1) 火気管理及び火気使用設備器具、消防用設備等の日常における維持管理
- (2) 災害時における火気使用設備器具等の安全確認とその消火
- (3) その他防火管理者の補佐

(職員の防火責務)

第6条 職員は、常に火災の予防に留意し、火気の手扱いにあたっては、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 火気及び電気器具は、備え付け場所若しくは指定された場所以外で使用してはならない
- (2) 火気器具を使用したときは、終業時に更に消火を確認して、その始末について適確に交替勤務者に引き継ぐこと
- (3) 電気器具を使用したときは原則として使用後直ちに電源を遮断することとし、継続して使用するため電源を遮断することができないものは、終業時に必ず措置をするか、交替勤務者にその使用状況を引き継ぐこと
- (4) 喫煙は、吸いがら入れの備え付け場所で行うこと
- (5) 防火上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに火気取締責任者又は防火管理者若しくは施設長に報告すること
- (6) その他火気の手扱いについては、火気取締責任者又は防火管理者の指示に従うこと

(夜勤者の責務)

第7条 夜勤者は、次の事項について遵守しなければならない。

- (1) 巡視の際、特に居室の火気消滅、常夜灯以外の電源遮断を確認すること
- (2) 施設内の火災等の発生についてこれを未然に防止するとともに、利用者の平穏を保持しなければならない

(夜警員の責務)

第8条 夜警員は、施設内の各施設箇所の確認をし、防災予防について常に細心周到な注意を払い、防災上不備な箇所又は異常を発見したときは、すみやかに夜勤者に報告しなければならない。

- 2 指定された巡視は確実に行之、使用火気設備の点検・安全の確認をするとともに火災報知機及び消火器の所在、使用方法を熟知しておかなければならない。ただし、細部については別に定める。

(非常持ち出し)

第9条 施設長は重要物件についてあらかじめ非常持ち出し物として指定すると共に、これを表示させておき火災が発生したときは、入居者等の退避を了してから搬出できるよう準備しておかなければならない。

(非常体制)

第10条 昼間において火災等が発生したときの非常体制は別表第1及び第2に定めるところにより対応することとし、入居者、入居者及び利用者の避難誘導をすべての対応より優先させなければならない。

2 夜間に火災が発生したときは、直ちに全職員を非常招集することとし、非常体制は別表第3に定めるところによる。

3 非常召集等により出勤した職員は直ちに第1項に定める職務にあたらなければならない。

(規程の適用範囲)

第11条 この規程は、施設に出入するすべてのものに適用する。

(準 用)

第12条 この規程に、「防火」若しくは「火災」と示している事項は火災以外の災害について準用するものとする。

2 地震・風水害の対応については、別に定める「地震・風水害等災害対応計画書」による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。(昭和60年7月24日全部改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。(昭和62年8月1日別表第2改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。(昭和63年12月23日全文改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

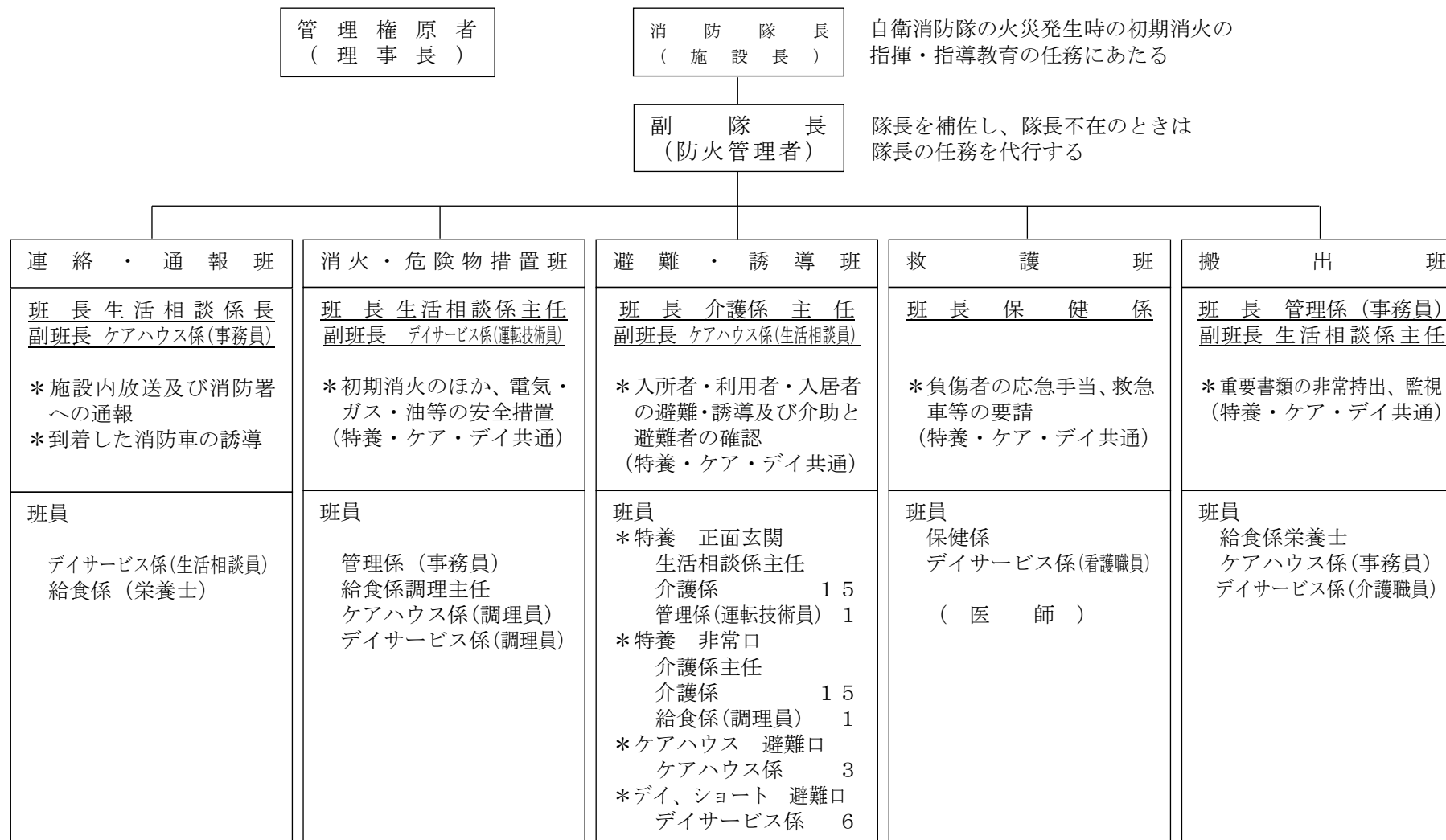
(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

別 表 第 1

火 災 発 生 時 の 非 常 体 制

(自 衛 消 防 隊 組 織 表)

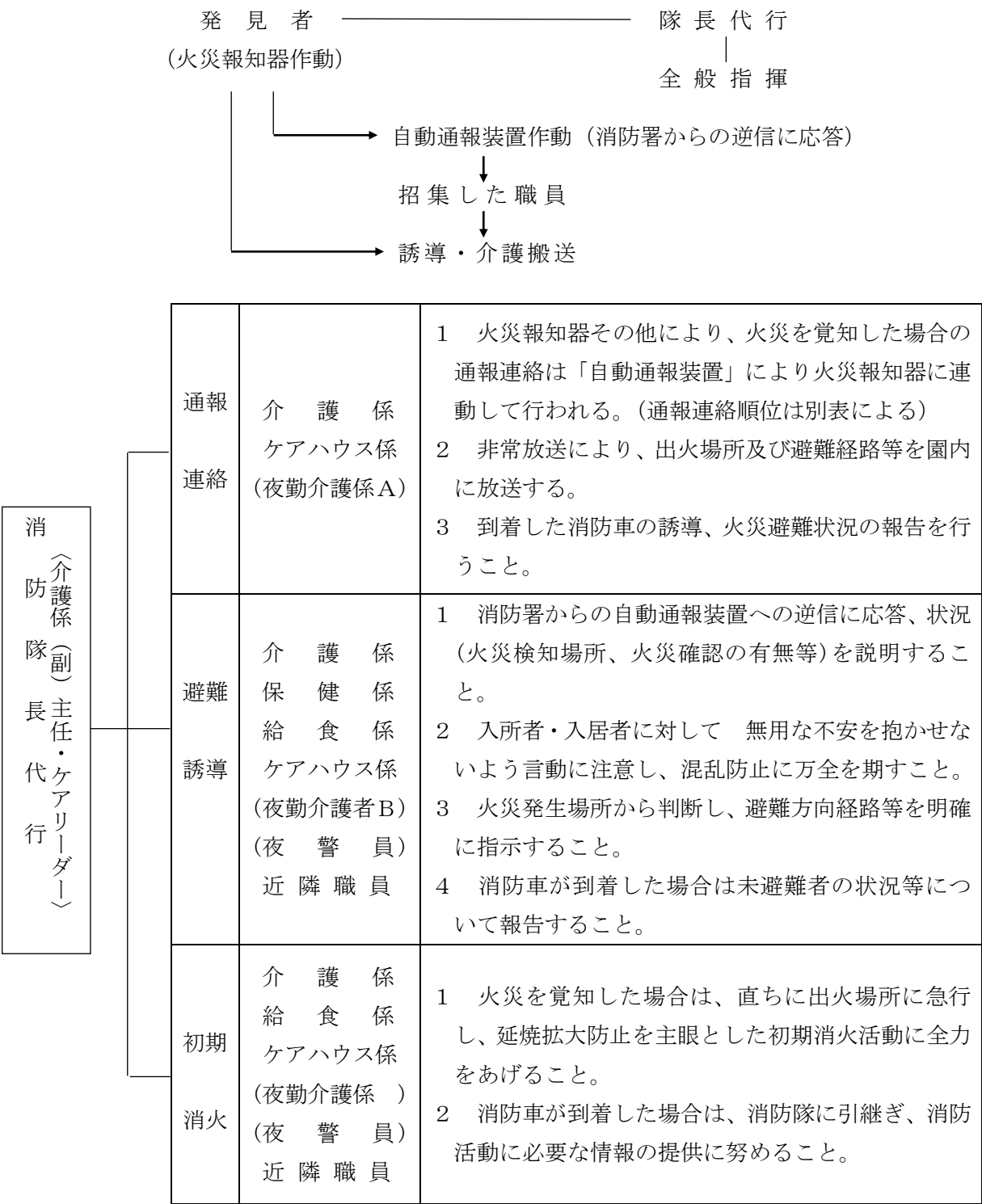


別表 1 ～ 附表

※別に作成（緊急連絡網）

別表第 2

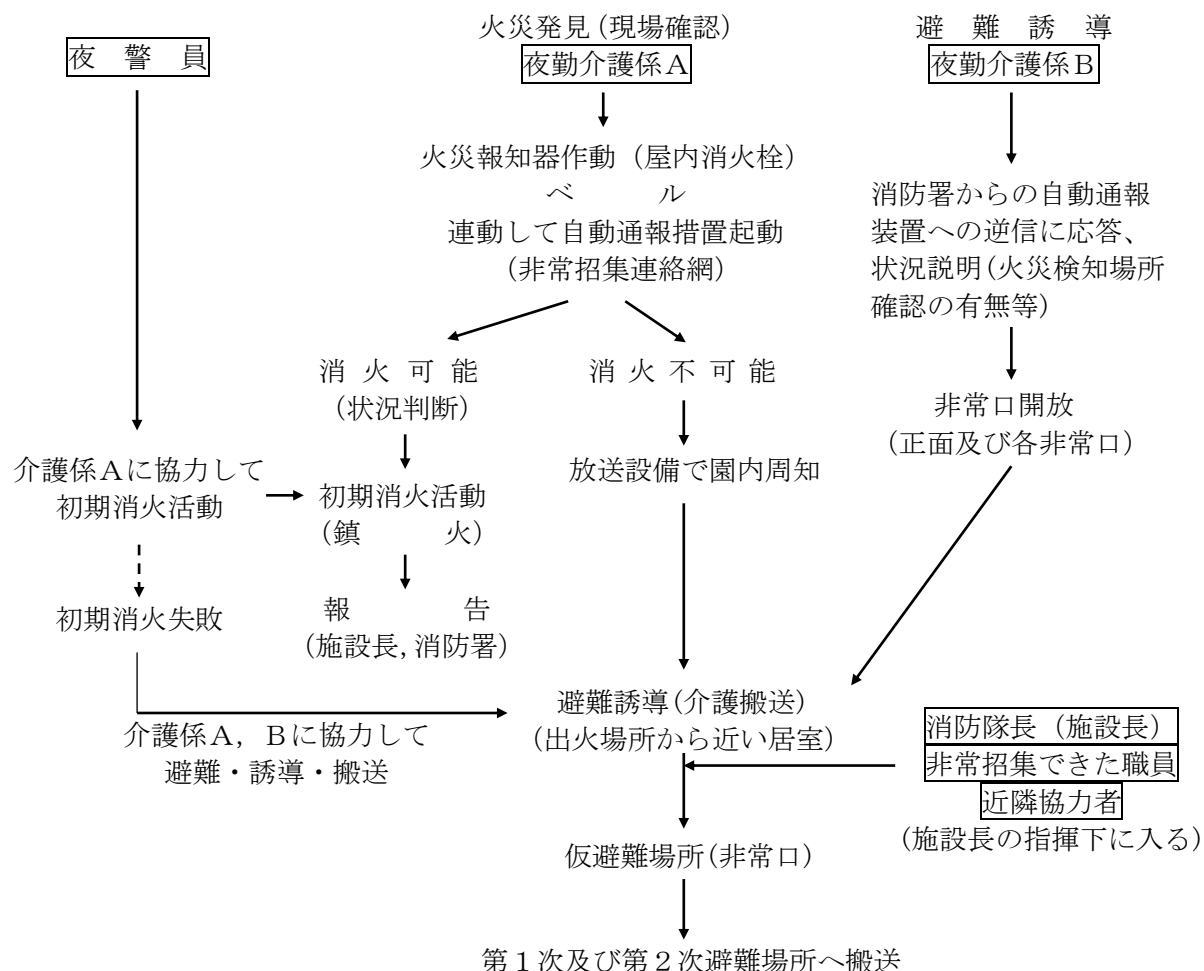
休日における自衛消防活動



※自衛消防隊長代行
施設長（隊長又は副隊長）が来るまでの間、全般の指揮をとる。

別表第3

夜間における自衛消防活動



※注 意 事 項

1. 夜間における自衛消火活動の係別担当任務は、別表第2の担当区分の()を適用する。
2. 発火場所により避難経路と防火扉の閉鎖、誘導方法に注意のこと。
3. 煙を吸い込ませないため、タオル等を口にあてる。
4. 仮避難場所は、ホール（機能回復訓練室）又は西側非常口とする。
5. 避難誘導にあたっては、あらかじめ指定した入所者協力員にも協力を願う。
6. 火煙は廊下を走るため、防火扉、排煙窓を開け、居室の窓も同時に開けるようにする。
7. 窓から避難させる場合、布団、毛布等を投げ、その上に出してもらうようにする。
8. 通報により駆け付けた職員、消防関係者、地域の協力者に避難先を告げ救出依頼する。
9. ストレッチャー、ベッドは廊下では混雑するので特に注意のこと。
10. 非常招集された職員等は、すでに消防車が敷地内で消火活動又救出活動を行っていることが予想されるので、車で駆け付けた時は構内立入禁止となるので、あらかじめ置場所を考えておくこと。

